

2 生活対策

(1) 経緯と背景

阪神・淡路大震災は高齢社会下の人口密集地域を襲った未曾有の大災害であり、地震や火災により住宅被害を受けた被災世帯は約 45 万世帯に上り、避難者もピーク時には約 32 万人に達した。このような中、その被害は高齢者、低所得者、外国人など各層に及んだため、この分野の対象も、被災者の健康対策、コミュニティ形成支援、ボランティア活動の支援、自立のための資金支援など多岐にわたっている。

こうした中で、兵庫県は、不安を感じた被災者からの相次ぐ相談に対処すべく平成 7 年 3 月に震災復興総合相談センターを設置し、相談窓口の一元化を行いながら様々な生活対策を実行に移した。さらに 7 年 7 月には、被災者支援にあたり、各分野の専門家からなる被災者復興支援会議を設置し、多様なニーズをくみ取り行政の施策に反映させるための提言を行った。

健康対策については、震災を原因とする PTSD (心的外傷後ストレス障害) や、仮設住宅や災害復興公営住宅等での慣れない暮らしにより体調不良等に陥る被災者が多く出現した。このため、仮設診療所の開設や医師の巡回診療、保健師による巡回健康相談等が実施されたが、よりきめ細かな対応や長期にわたる健康支援活動の必要性が認識されていた。

ボランティアについては、被災者支援の現場に全国から 1 年間で約 138 万人のボランティアが駆けつけ、後に平成 7 年は「ボランティア元年」と呼ばれたが、受入態勢の不備やコーディネーター不足等の課題が生じた。また、ボランティアの活動内容が、避難所等における応急対応から仮設住宅等における安否確認等に変容していくのに伴い、長期的な支援が求められた。

被災者の自立のための資金支援については、震災当時、公的な生活資金は、震災特例で認められた生活福祉資金の小口資金貸付や、義援金、災害弔慰金、災害援護資金貸付しかなく、生活再建に対する給付金制度が欠けていた。当時、国は一貫して私有財産に対する個人補償になるとして現金給付を認めなかったが、被災者の自立を促すためには、生活再建に必要な現金給付制度の創設が強く求められていた。

その他、公共性の高い私道の復旧や、無認可の小規模共同作業所・デイサービス施設の復旧、医療保険未加入の外国人県民の医療対策など、きめ細かな支援も求められていた。

(2) 事業内容

① 健康に関する支援

「被災者の健康づくり支援」(p.80-85) では、震災による心的外傷(トラウマ)に対してケアを行うところのケアセンターが整備され、運営費用に対する助成を行った。さらに恒久住宅への移行時には、高齢者等への健康支援やアルコール依存症の人々の健康生活を支援するような事業に対して、補助を行った。コミュニティプラザには「まちの保健室」が設置され、看護師等による相談業務が行われた。医療機関においては、緊急時の連絡体制を強化すべく医療ネットワークの構築事業が行われた。「被災外国人県民に対する支援」(p.102-103) では、行政だけでは支援が行き届かない外国人県民の支援を行う制度も整備された。当時は健康保険未加入のため行政の医療費支援から外れてしまう外国人県民が多かったが、病院に対して医療費補助事業を行うことで、緊急時の医療提供を実現した。さらに、被災外国人を支援対象とする NGO 団体に助成することで、彼らの生活復興を促進した。

② 生きがいづくりへの支援

家に閉じこもりがちな被災高齢者の生きがいづくりが課題となったため、「被災者の生きがい

づくり支援」(p.85-90)によって、8年に生きがいにつながる各種講座を提供する「いきいき仕事塾」を開設した。

10年には、いきいき仕事塾の修了生たちが「いきいきネットワーク」を結成し、自ら災害復興公営住宅等に入居する被災高齢者を訪問するほか、イベントに自ら作成した手工芸品のバザーを出店したり炊き出しなども行った。

22年には高齢者自立支援ひろば事業とも連携して、災害復興公営住宅等を含む小地域に密着した講座展開し、いきいき仕事塾(地域型)と呼ばれた。

③ NPO・ボランティアに対する支援

阪神・淡路大震災からの復興過程では、多くのボランティアが県の内外から集まった。発災当初、ボランティアによる活動の中心は救援物資の配付などであったが、仮設住宅への移行が進むなかで安否確認などの継続的に取り組むことが望ましい活動へと、課題が変容していった。復興基金は、ボランティア活動のネットワーク化を目的として、「ボランティア活動に対する支援」(p.90-95)において、7年4月に災害復興ボランティア活動補助を設け、活動のための一般的経費に対して助成を行うことで活動を推進した。この補助制度は徐々に拡充され、事務所の借上費等に係る経費も、補助対象に含まれるようにした。

さらに、こうした民間セクターと行政が官民協働で支援活動を展開するにあたって、県民等により設置された生活復興県民ネットに対する助成を行った(「被災者への生活支援とコミュニティ形成の支援」(p.149-156))。この取組みに関しては、『コミュニティ・まちづくり対策』で述べる。

④ 生活復興のための資金供給

兵庫県は、民間金融機関と連携して中間所得者層向けの生活復興資金貸付制度を設けた。復興基金による「被災者の自立のための資金支援」(p.96-100)では、この貸付制度の利用者に対して利子補給を行い、実質無利子化することで負担の軽減を図った。さらに、生活再建支援金及び被災中高年恒久住宅自立支援金を設けることで、高齢者世帯や要援護世帯、中高年世帯に対して毎月一定額の現金給付を行った。生活再建支援金等の支給の財源確保のため、復興基金では運用財産を3,000億円増額した。この制度は10年に制定された被災者生活再建支援法の適用を受けない阪神・淡路大震災の被災者のために拡充・統合され、被災者自立支援金が創設された。支出総額は1,415億円を超え、復興基金による助成事業の約4割を占めるに至った。

⑤ その他生活復興支援

これらの活動の他にも、被災県民の実情を踏まえてきめ細かな施策を展開した。私道のなかでも不特定多数の住民が利用する公共性の高いものに対しては、災害直後に「私道復旧等に対する支援」(p.100-102)によって、私道の復旧工事や自治会等が管理する防犯灯の復旧などに要する経費を補助することで、生活環境の回復を促した。

「その他の生活関連支援」(p.104-106)では、被災者が浴槽・風呂釜の設置されていない公営住宅空家に入居する場合に、浴槽・風呂釜を設置して無償貸与を行った。また、被災した無認可の障害者小規模作業所やデイサービス施設の建物復興に対して助成を行った。

関係者からのメッセージ

事業立案者から

被災者の「今」の生きがいを支援するために

神戸学院大学現代社会学部教授

(当時：兵庫県生活復興局長、復興本部総括部長等)

清原 桂子

被災者の生活復興を支援するためには、国の個人保障はしないという壁を乗り越えた生活再建支援金等の現金給付とともに、1人ひとりの被災者を悉皆で訪問して相談する個別相談（生活復興相談員等）と、被災者の孤立を防ぐためのコミュニティづくり（応急仮設住宅のふれあいセンター、及び復興公営住宅等のコミュニティプラザ設置・運営費補助）を同時に両輪で進めていくことが必要だった。前者は、被災者生活再建支援法につながり、後者の訪問相談員制度とコミュニティ拠点形成は、その後の災害ではまず取組まれる施策として定着した。

しかし、日にちの経過と共に、「相談員が訪問してくれて、拠点でいろんな行事をしてもらうのはうれしいけど、してもらえばかりで、何もすることがないのがつらい」という声が多く聞かれるようになった。いつかくる復興の日のために今は我慢するのではなく、被災者が「今」することがある、「役割」があることが望まれていた。

小物づくり・園芸・地域づくり等を学ぶ連続講座「いきいき仕事塾」の各地での開催、そこでつくられたもの等を販売する「フェニックス・リレーマーケット」、高齢者が子どもたちに崩壊してしまったふるさとの伝承や昔遊びを教える「高齢者語り部・昔の遊び伝承事業」という、生きがいづくり支援の事業が企画された。地域のために役立つ起業へ向けたコミュニティビジネス（CB）ゼミナールや立ち上がり経費を助成するCB離陸応援事業、また、そうした「生きがいしごと」と被災者1人ひとりのマッチングを行う「生きがいしごとサポートセンター」なども、同じ想いで、制度設計されたものである。

「いきいき仕事塾」の受講生たちに交通費を払うのは理由がない（交通費がないと通えない）、プロでない高齢者に謝金を払う理屈は困難（子どもたちへの伝承者である）、実績のない新しいグループにCB助成金を出すのは前例がない（前例がない災害だから、取組の前例はない）、といった異論ももちろんあったが、被災者や支援者たちとも意見交換を重ねながら1つ1つクリアしていった。

これらの生活復興施策を企画・実施する上で、大きな力になったのは、「生活復興県民ネット」やボランティアの活動に参加いただいた、多くの民間団体やNPO、企業等の方々である。誰にも「今」の役割があること、その役割をともに担う仲間がいることが、被災からの立ち上がり生きがいにつながるという想いが深く共有されていた。平時からのこうした協働が、実はそのまま、防災・減災への備えとなることも、学んだことの1つである。

事業立案者から

生活再建支援金

ひょうご県友会事務局長

(当時：兵庫県生活復興局生活復興推進課副課長)

藤原 雅人

平成7年1月19日大震災発生の日後、当時の村山富市内閣総理大臣が来県。貝原俊民知事は、何もかも失い文字どおり着の身着のまま避難し、途方に暮れる避難者を目の当たりにし、当座の暮らしを支える経済的支援が必要と判断。また、被災者の先行きへの不安が大きな社会不安を惹き起こす懸念も否定できないことなどから、村山総理に対し、「緊急生活資金給付制度」の実施を緊急要望した。しかし、答えは「貸付制度の運用」にとどまった。

このとき、兵庫県の「給付金」制度実現に向けた動きが端を発した。

平成7年10月、参議院本会議で村山総理が「私有財産制のもとでは、個人の財産が自由かつ排他的に処分しうるかわりに、個人の財産は個人の責任のもとに維持することが原則」と答弁。これを金科玉条のごとく「盾」として「個人給付金制度」は頑なに拒み続けられた。

被災者の生活復興なくして被災地の復興はあり得ない。家族を失い、住まいや仕事までも失い呆然と立ち尽くす被災者に「私有財産制のもとでは・・・」と誰が言えるのか。

県は地方交付税に裏打ちされた阪神・淡路大震災復興基金を活用して、被災者が自立した生活を開始する際の「かかりまし経費」に着目し、「個人補償」ではなく被災者の自立生活の開始を支援する「公的支援」として支援金給付制度の実現を政府に働きかけた。陣頭指揮をとったのは井戸敏三知事(当時副知事)である。果たして、平成9年1月被災高齢者に対する「生活再建支援金」の給付制度創設が認められた。

この仕組みは、平成10年5月成立の被災者生活再建支援法につながる。こうした法制度は今を生きる国民だけでなく、次代を生きる孫子からの重要な負託でもある。阪神・淡路大震災による壊滅的な被害からの復旧・復興の過程で様々な辛酸をなめた兵庫県が、被災者に寄り添う中で紡ぎだした「災害文化」とも言えるのではないだろうか。

事業立案者から

復興基金の教訓

神戸商科大学名誉教授

(元ひょうごボランティアプラザ初代所長)

小森 星児

震災後、被災地ではボランティア活動が広汎に発展したが、新たな資金需要に敏速に答えたのが復興基金であった。緊急の事態に際し、潤沢な資金の供給で新たな活動分野を開拓した功績は高く評価されてきた。

復興基金が果たしてきた役割を引き継ぐため、震災後7年目に発足したのがひょうごボランティア基金(100億円)で、新設のボランティアプラザが運営することになった。公設の中間支援組織は今では少なくないが社会福祉協議会への委託は珍しく、復興基金の後継者としてふさわしかったかどうかは意見が分かれるところだろう。

ボランティアプラザの助成事業は復興基金の教訓を生かして、1)公開性・透明性・民間性を原則とする、2)助成額は2年間200万円を基本として、継続性・組織性を重視する、3)提出書類はすべて電子化して生産性・迅速性を高めることにした。温情的な復興基金に比べ応募条件は厳しく、当時多くのボランティアグループから苦情が寄せられたのは辛かった。

必要だが行政も民間も手が届かない分野を支援するという復興基金の理念は、きわめて斬新で社会的実験的な要素を帯びていた。公益財団法人ひょうごコミュニティ財団代表理事として、その役割を継承していることは筆者の誇りである。

事業利用者から

阪神淡路大震災を超えて

鳥取看護大学看護学部看護学科特任教授

(当時：兵庫県看護協会会長)

近田 敬子

災害や事故の記憶を風化させてはいけないと言われるものの、時とともに記憶は薄れていく。しかし、その時何を思い・考え・どのように対応したかについては、苦労を伴ったものほど、鮮明に覚えている。復旧から復興に移る中で「備え」という用語とともに、あってはならないが、次の有事に際して命や生活を守ることに活かせる知恵を得たのではないだろうか。

筆者にとって、阪神淡路大震災をきっかけに立ち上げた「まちの保健室」は、記憶に残る事業である。何事もゼロからの出発で、すべて順調に事が進んだわけではない。前例がなく、健康に関する相談機能を充実させようとしていたため、「寝た子を起こすような活動だ」と抵抗に会い、事業の意味・意義を説明しきれないもどかしさを感じた。他方で、強力なサポートを得て、震災に伴う支援はもちろんのこと、住民の健康チェックや相談の場を意識するとともに、先駆的に地域の中で新しいスタイルの看護活動になることを願って立ち上げた。

現在、この活動は震災を超えて、時代の要請に沿いながら発展を遂げ、地域に根ざしたものになっている。さらに、20年・30年後はどのようなスタイルになるだろうか。人生100年或は多死時代に、看護はどのように向き合わなければならないだろうか。ともに模索したいものである。

事業利用者から

(公財) 阪神・淡路大震災復興基金への感謝を込めて

公立大学法人神戸市看護大学学長

(当時：兵庫県立看護大学学長)

南 裕子

この度、阪神・淡路大震災復興基金が歴史的な役割を終結されて解散すると伺いました。あの震災以後、様々な支援・研究活動等に恩恵を被ってきた者としては、貴基金がいつまでも続くと思っていましたので、驚くと共にいろいろなことを思い出し、改めて感謝の気持ちが湧いてきます。

災害看護学という知識体系や支援体制の構築は、あの震災から始まりました。そのなかで、災害直後はもとよりですが、中・長期的支援そして災害への備えのためのシステム作りが重要であるとわかってきました。「まちの保健室」構想は、震災後に兵庫から生まれ、全国に展開されてきたものですが、まさに防災から中・長期的支援の典型的支援体制です。看護職のボランティア活動ですので、経費の捻出には苦勞しました。そんなとき、兵庫県看護協会が県下のあちこちで「まちの保健室」を多くの組織を活用して展開されるようになり、貴基金から支援をいただくようになったときの安堵感は大きなものがありました。「まちの保健室」が兵庫県で根付き、いまもって継続・発展しているのは、貴基金に依るところが大であると考えます。阪神・淡路大震災復興基金の創設と存続にご尽力くださいました皆様に心から感謝申し上げます。きっとその理念は形を変えてもどこかで引き継がれていくと信じています。

1. 被災者の健康づくり支援

1-1 「こころのケアセンター」 運営事業補助

(1) 趣旨

目的：被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応するとともに、精神障害者の失われた生活基盤を復興するため、地域に根ざした精神保健活動の拠点としての「こころのケアセンター」の運営に要する経費を補助する。

事業年度：平成7年度～12年度



(相談風景)

(2) 内容

■補助対象者

兵庫県精神保健協会

■補助対象事業

こころのケアセンターの運営事業

区分	事業内容	設置場所
こころのケアセンター	<ul style="list-style-type: none"> 関係職員（ボランティア含む）の教育研修 啓発用教材（パンフ、ビデオ）等の作成 PTSD等に関する調査研究 地域こころのケアセンターの運営企画及び技術指導 ボランティアの確保 地域こころのケアセンター設置以外の被災保健所こころのケア活動の支援等 	神戸市
地域こころのケアセンター（15か所）	<ul style="list-style-type: none"> 講演会、座談会等の開催 パンフ等の配布 こころのケア相談 仮設住宅への巡回訪問指導 語らいの場の運営 被災者同士の自助グループの育成 グループホーム、小規模作業所の運営 	西宮市、芦屋市、宝塚市、伊丹市、津名郡、神戸市東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・西区・北区、尼崎市等

■補助額：定額

(3) 実績と成果

年度	件数	センター数	金額（千円）	年度	件数	センター数	金額（千円）	年度	件数	センター数	金額（千円）	
7	1	17	147,163	9	1	16	314,938	11	1	16	327,629	
8	1	16	286,438	10	1	16	321,549	12	1	1	46,936	
									計	6	82	1,444,653

1-2 アルコールリハビリテーション事業補助

(1) 趣旨

目的：アルコール依存が原因となり、恒久住宅等での自立した生活が困難な単身者等に対し、日常生活の支援、相談指導、断酒指導等を行う「アルコールリハビリテーションホーム」の設置・運営に要する経費を補助することにより、社会的自立を促進する。

事業年度：平成9年度～14年度

(2) 内容

■補助対象者

兵庫県断酒連合会、(財)神戸YMCA

■補助対象事業

アルコールリハビリテーションホームの設置・運営事業

① 事業内容

区分	入所生活訓練の場（グループホーム）	通所社会復帰訓練の場（小規模作業所）
目的	病気の再発防止と自立した生活習慣の体得	断酒の継続と社会復帰
利用対象者	断酒の意思があり、仲間が必要で生活の場のない者	断酒を維持する昼間のプログラムの必要者
訓練内容等	世話人を配置して、食事の世話、日常生活の相談・指導とともに断酒を中心とする健康管理	指導員を配置して、作業、ミーティング、レクリエーション、地域交流活動を通じた断酒指導
定員	5～6人	15人程度
利用期間	原則として2年間（延長がやむを得ない者については1年延長）	

② 設置場所

阪神・東播磨地域 各1か所（平成9年度～）、神戸1か所（平成10年度～）

■補助対象経費

「入所生活訓練の場」設置経費（建物賃貸料）や、「通所社会復帰訓練の場」設置経費（建物賃貸料）・運営経費（光熱費、指導員賃金等）

■補助率：10/10

(3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
9	1	27,586	11	2	38,925	13	2	41,202	
10	2	37,960	12	2	39,434	14	2	38,300	
							計	11	223,407

1-3 健康アドバイザー設置事業補助

(1) 趣旨

目的：応急仮設住宅入居者及び災害復興公営住宅等に入居した被災者を個別訪問し、健康チェックや健康相談を行う「健康アドバイザー」の設置に要する経費を補助することに

より、被災者の生活復興の推進を図る。

事業年度：平成9年度～11年度

(2) 内容

■補助対象者

(社) 兵庫県看護協会

■補助対象事業

「健康アドバイザー」を設置して行う事業

【業務内容】被災者を個別訪問し、次の活動を行う。

- ・健康づくりに関する相談・情報提供
- ・応急仮設住宅及び災害復興公営住宅等に入居する被災者の健康チェック・健康指導
- ・保健・医療等の関係機関等への連絡調整
- ・「健康アドバイザー」の活動を支援するための研修会の開催

■補助対象経費：健康アドバイザーの設置・活動に必要な経費

■補助率：10/10 以内

(3) 実績と成果

年度	件数	設置人数	金額 (千円)
9	1	126	83,760
10	1	117	98,794
11	1	117	60,022
計	3	—	242,576

1-4 健康づくり支援事業補助

(1) 趣旨

目的：閉じこもりがちな仮設住宅入居者に対し健康づくり指導等を行う「健康づくり支援事業」の運営に要する経費を補助し、被災者の健康増進を支援する。

事業年度：平成9年度～10年度



〈仮設住宅でのラジオ体操〉

(2) 内容

■補助対象者

(財) ひょうご母と子の協会

■補助対象事業

(財) ひょうご母と子の協会が行う下記の被災者健康増進支援事業の運営

- ① ラジオ体操事業
- ② 健康づくり指導事業

事業実績（②生活対策）

③ リーダー養成研修事業

■補助率：10/10

(3) 実績と成果

年度	件数	ラジオ体操開催 箇所数	健康づくり指導 箇所数	リーダー養成研 修開催回数	金額（千円）
9	1	133	80	0	52,788
10	1	133	55	11	84,516
計	2	266	135	11	137,304

1-5 コミュニティプラザ等医療相談事業補助

コミュニティプラザ等医療相談事業補助

(1) 趣旨

目的：コミュニティプラザ等で実施される医療相談事業に要する経費を補助することにより、被災高齢者等が仮設住宅から恒久住宅への移転に伴う環境の変化の中で、自らの健康状態を把握し、生きがいのある自立した健康生活ができるよう支援する。

事業年度：平成9年度～13年度

(2) 内容

■補助対象者

（社）兵庫県医師会

■補助対象事業

医師及び当該市町を所管する保健所の保健師等がコミュニティプラザ等で実施する医療相談

■補助額：定額

(3) 実績と成果

年度	件数	実施回数	金額（千円）
9	1	98	3,229
10	1	261	7,503
11	1	63	1,528
12	1	4	109
13	0	0	0
計	4	426	12,369



〈相談風景〉

「まちの保健室」事業

(1) 趣旨

目的：被災高齢者や子育て中の親等が生活や育児上の悩みや不安について、身近なところで気軽に専門家に相談する場として「まちの保健室」をコミュニティプラザ等で開設することにより、閉じこもり高齢者、孤立しがちな親子、心身の悩みを持つ人への支援や、働き盛りのこころの健康づくり等、健康生活を支援する。

事業年度：平成13年度～26年度

(2) 内容

■補助対象者

(社) 兵庫県看護協会

■補助対象事業

① 「まちの保健室」事業 (平成 13 年度～)

看護協会会員ボランティアをまちの保健室に配置し、乳幼児から高齢者までを対象とした健康相談、育児相談を行うとともに、関係者と連携して訪問活動を行う。

② 「まちの保健室」キャラバン隊による訪問活動 (平成 15 年度～)

高齢世帯生活援助員等関係者とのチームによる閉じこもりがちな高齢者への訪問活動を行う。

③ 高齢者相談機能の充実 (平成 22 年度～)

- ・ 高齢者を対象とした運動指導 (機能訓練) の実施
- ・ 災害復興公営住宅周辺での巡回相談

■補助額：定額



〈平成13年度報告書〉



〈平成23年度報告書〉



〈平成25年度報告書〉

(3) 実績と成果

年度	件数	開設箇所数	相談開催回数	家庭訪問件数	キャラバン隊活動日数	金額 (千円)
13	1	17	140	24	—	10,280
14	1	20	309	234	—	12,240
15	1	20	317	201	74	16,600
16	1	20	297	266	106	19,000
17	1	20	229	119	31	18,500
18	1	20	211	49	26	18,500
19	1	20	170	0	30	18,500
20	1	20	171	8	34	18,500
21	1	20	111	1	29	18,500
22	1	20	134	34	30	17,600
23	1	20	139	0	71	17,230
24	1	20	132	0	20	17,230
25	1	20	140	1	18	12,680
26	1	20	143	0	67	12,680
計	14	—	2,643	937	536	228,040

I-6 医療情報ネットワーク整備事業補助

(1) 趣旨

目的：県内の医療機関等に対し、デジタル無線機器の設置に要する経費の一部を補助することにより、行政機関と医療機関との間に医療情報ネットワークを構築し、緊急時の連絡体制の充実とより適切な医療活動につなげていく。

事業年度：平成9年度

(2) 内容

■補助対象者

民間医療機関等

■補助対象経費

デジタル無線機器整備費

■補助率：1/4以内 ※復興基金と同額以上を市町が補助

■補助限度額：100千円

(3) 実績と成果

平成9年度 12件 8,000千円

II. 被災者の生活支援とコミュニティ形成の支援

II-1 「生活復興県民ネット」設置運営事業等補助
(後掲、コミュニティ・まちづくり対策II-1 (p.149))

II-2 生活支援マネジメントシステム事業補助
(後掲、コミュニティ・まちづくり対策II-2 (p.155))

II-3 いきいきライフサポート事業補助
(後掲、コミュニティ・まちづくり対策II-3 (p.156))

III. 被災者の生きがづくり支援

III-1 被災者の生きがづくり支援

(1) 趣旨

目的：被災者の生きがづくりを支援する事業に対して補助を行うことにより、被災者の社会参画の推進と生きがい創造を支援する。

(2) 補助対象事業

フェニックス・リレーマーケット事業

被災者が手づくりの野菜や手芸・小物等の作品を販売するため、被災各地域においてリレーマーケットを開設し、生きがいづくりを支援。

- 事業年度：平成8年度～11年度
- 補助対象者：生活復興支援事業実行委員会
- 補助率：10/10

高齢者語りべ・昔の遊び伝承事業

被災高齢者が自分史を語ったり、竹とんぼづくりなど昔の遊びを伝承することにより、子どもたちや地域とのふれあいを通じて、高齢者の社会参加や世代間交流を深める。

- 事業年度：平成8年度～11年度
- 補助対象者：生活復興支援事業実行委員会
- 補助率：10/10

震災2周年生活復興フェニックスバザール開催事業

震災2周年を迎える平成9年1月に、生活復興に向けた取組みの集大成として実施。

- 事業年度：平成8年度
- 補助対象者：生活復興支援事業実行委員会
- 補助率：1/2

いきいき仕事塾開設事業

① いきいき仕事塾開設事業

被災高齢者等を対象に、被災各地域において生きがいづくりや仲間づくりにつながる各種講座を開設し、生きがい就労の促進を図るための技能習得の場を提供する。

「1日仕事塾」や「いきいき体験塾」の開設等、多様な学習機会を提供するほか、修了生からなる「いきいきネットワーク」を編成し、被災高齢者宅への訪問活動等を展開。

- 事業年度：平成8年度～16年度
- 補助対象者：生活復興支援事業実行委員会
- 補助率：10/10



〈いきいき仕事塾〉

② いきいき仕事塾修了生開設講座支援事業

「いきいきネットワーク」が、災害復興公営住宅等の被災高齢者を対象として、いきがいづくりなどの講座を開設する経費を助成。

- 事業年度：平成15年度～16年度
- 補助対象者：生活復興支援事業実行委員会
- 補助率：10/10

いきいき仕事塾（地域型）

コミュニティ・まちづくり対策Ⅳ-1 高齢者の自立支援事業 地域コミュニティ支援事業（p.161）を参照。

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
8	1	7,810	11	1	101,650	14	1	37,351	
9	1	96,280	12	1	41,502	15	1	34,200	
10	1	101,276	13	1	40,442	16	1	37,390	
							計	9	497,901

III-2 生きがい「しごと」づくり事業補助

生きがい「しごと」づくり事業補助

(1) 趣旨

目的：被災高齢者等の「しごと」を通じた社会参加の促進を図るために、被災高齢者等を対象に地域住民等のグループが実施する「しごと」の場や機会を提供する活動に対して、必要経費の一部を補助することにより、被災者の生活再建を支援するとともに、地域のコミュニティの活性化を図る。

事業年度：平成9年度～13年度

(2) 内容

■補助対象者

被災高齢者等を含む地域住民等で構成するグループ

■補助対象事業

次の要件をすべて満たす事業

- ① 被災高齢者等を対象とし、生きがいとしての「しごと」の場・機会を提供する事業であること。
- ② 先駆的、実験的、開発的な事業であること。
- ③ サービスの提供等に対する対価を徴収する場合があるが、営利性を追求する事業でないこと。
- ④ 地元市町が補助することが必要であると認め、復興基金と同額以上を市町が補助する事業であること。
- ⑤ 復興基金から他の補助金等を受けていない事業であること。

■補助対象経費：備品購入費、作業所（事務所）等借上費、光熱水費、事務用品費、交通通信費 等

■補助率：1/4 以内（補助限度額 50 万円）

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)
9	2	1,000
10	3	1,500
11	3	1,500
計	8	4,000

生きがいしごとサポートセンターの設置事業補助

(1) 趣旨

目的：有償ボランティアやコミュニティビジネスなどの新しい価値観に基づく「生きがいしごと

と」ともいえる働き方への就業を支援するため、これらの希望者のマッチング等を行う「生きがいサポートセンター（平成16年度～生きがいしごとサポートセンターに改称）」の開設や活動経費に対して補助する。

事業年度：平成12年度～17年度

(2) 内容

■補助対象者

県・市町生活支援協議会

■補助対象事業

NPO等への委託による生きがいサポートセンター（平成16年度～生きがいしごとサポートセンターに改称）の設置

① 設置場所

神戸地域及び阪神地域に各1～2か所

② 業務内容

【平成12～15年度】

- ・有償の「しごと」の開拓・有償による公益的な「しごと」をしたい人の開拓
- ・有償で公益的な「しごと」をしたい人と仕事をしてほしい人・企業等とのマッチング
- ・コミュニティ・ビジネスセミナーの開催等
- ・有償で公益的なしごとの場の創造に向けた支援

【平成16年度～】

- ・コミュニティ・ビジネス等での就業を希望する者の開拓・把握
- ・コミュニティ・ビジネス等での就業を希望する者への支援

■補助対象経費：委託費（人件費、事業費、開設準備費等）、事務費

■補助率：10/10以内

(3) 実績と成果

年度	設置数	金額（千円）	年度	設置数	金額（千円）	年度	設置数	金額（千円）	
12	1	11,071	14	2	43,394	16	3	64,912	
13	1	15,641	15	2	44,092	17	4	86,526	
							計	13	265,636

被災地育児支援グループ（ファミリーサポートクラブ）助成事業補助

(1) 趣旨

目的：被災地において、育児の援助（有償）を受けたい人と行いたい人とを組織化した自主的なグループ（ファミリーサポートクラブ）が実施する活動を援助する取組みに対して補助することにより、被災地の子どもたちのこころのケアと被災者の生きがい就業機会の確保、働く人の仕事と育児の両立支援を図る。

事業年度：平成12年度～13年度

(2) 内容

■補助対象者

ファミリーサポートクラブ推進協議会

■補助対象事業

- ① 被災地育児支援グループ(ファミリーサポートクラブ)が実施する育児支援活動に対する助成
- ② ファミリーサポートクラブ活動報告・交流会の開催

■補助率：10/10 以内

(3) 実績と成果

年度	件数	金額(千円)
12	1	3,755
13	1	4,304
計	2	8,059

被災地若年者元気あっぷプログラム

(1) 趣旨

目的：被災若年者で職業経験の少ない者等に対して、個別相談や職場体験講習を総合的に行う「被災地若年者元気あっぷプログラム」に対して補助することにより、職業的自立を支援する。

事業年度：平成12年度～16年度

(2) 内容

■補助対象者

(財)兵庫県雇用開発協会

■補助対象事業

・実施対象者

阪神・淡路大震災により被災した若年者(15歳～29歳)で職業経験の少ない者

・実施内容

【平成12年度～14年度】

- ① 元気アップサポーターによるキャリアカウンセリング、個別相談、情報提供
- ② 地域の業種団体等と連携した職場体験講習
 - ・職場体験講習委託費 講習実施日数に応じて6,000円～24,000円
 - ・講習受講手当の支給 受講生1日あたり2,000円
- ③ 求人情報、職業能力開発情報等の提供、合同就職面接会等ハローワークと連携をとった就職支援

【平成15年度～】

兵庫学生・Uターン就職支援センター(平成16年度は若者しごと倶楽部)及び阪神南県民局、淡路県民局に「元気あっぷサポーター」を配置。ハローワーク等に巡回相談窓口を設け、被災若年者に対して次の支援を実施

- ① キャリアカウンセリング、個別相談、情報提供等
- ② 労働者派遣事業及び職業能力開発機関と連携したキャリア形成支援事業(若年者キャリア形成プログラム)の活用による職場体験
- ③ ハローワークとの連携による求人情報等の提供、就職面接相談等の就職支援

■補助額：定額

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
12	1	16,520	14	1	17,771	16	1	7,730	
13	1	16,590	15	1	10,793				
							計	5	69,404

IV. ボランティア活動に対する支援

IV-1 災害復興ボランティア活動補助

災害復興ボランティア活動補助

(1) 趣旨

目的：被災者の生活及び自立を支援するボランティアグループの活動に要する経費の一部を助成することにより、ボランティア活動の円滑な継続を図るとともに、活動のネットワーク化の推進を図る。

事業年度：平成7年度～16年度

(2) 内容

■助成対象者等

(平成7～14年度)

一定の要件を満たす兵庫県内のボランティアグループ

(平成15～16年度)

(社福)兵庫県社会福祉協議会

■ボランティアグループの助成要件

次の要件をすべて満たしているボランティアグループ

- ① 兵庫県内の市区町社会福祉協議会又は兵庫県社会福祉協議会に、ボランティアグループとして届け出ていること。
- ② グループの構成人数が5人以上であること。ただし、一般的経費(B)及び事務所借上費、特別活動費(B)の助成対象グループは構成人数が10人以上であること。
- ③ 一般的経費については、別表1に掲げるボランティア活動を1年間に6日以上行っていること。事務所借上経費については、ボランティアのコーディネート活動、情報誌の発行等情報提供活動、電話等を用いた安否確認・相談活動等を1週間に4日以上行っていること。
- ④ (財)阪神・淡路大震災復興基金、及びひょうごボランティア基金から類似の助成を受けていないこと。
- ⑤ 事務所借上経費については、事務所が被災市町にあり、独立した空間を有し、1年間に3か月以上の借上期間があること。

■助成対象経費・助成額

区分	助成対象経費	助成額等
一般活動費助成	1 一般的経費 (A) (H7～16年度) 別表1に掲げる被災者を対象に行う活動に要する一般的経費(交通費、ボランティア保険等)	年間活動日数に応じて、次の額 (H7年度) 6～23日 年額3万円 24日～ 年額6万円 (H8年度～) 6～23日 年額5万円 24日～ 年額10万円 (H13年度～) 6～11日 年額3万円 12～23日 年額5万円 24日～ 年額10万円以内
	2 一般的経費 (B) (H9～12年度) 別表2に掲げる被災高齢者・障害者を対象とした組織的かつ継続性のある活動に要する一般的経費(通信費、備品・機器購入費等)	年額50万円以内 (H10～12年度) 引越サービスを行うグループは年額100万円まで助成可
	3 事務所借上経費 (H8～16年度) 別表3の要件を満たす活動を行うために利用する事務所の借上経費	事務所借上経費の1/2 【助成限度額】 グループの構成人数に応じて (H8～13年度) 10人以上 年額40万円以内 100人以上 年額90万円以内 (H14年度～) 10人以上 年額50万円以内
	4 パワーアップ経費 (H15～16年度) 団体の基盤強化のために実施する右記の活動に要する経費	1項目当たり5万円 ・ITの活用による情報公開 ・定期的な機関誌の発行 ・セミナー等の開催を通じた団体ミッションの普及啓発事業の実施 ・役職員のスキルアップのためのセミナー等への参加及び資格取得のための受験
特別活動費助成	1 特別活動経費 (A) (H7～16年度) 別表1に掲げる被災者を対象に行う活動を行うにあたり特に必要となる当該活動に固有の経費(原材料購入費、活動機器・機材の借上費等)	1事業当たり15万円以内 (年2回限度)
	2 特別活動経費 (B) (H13～16年度) 別表4に掲げる被災高齢者・障害者を対象とした組織的かつ継続性のあるボランティア活動を行うにあたり特に必要となる当該活動に固有の経費(原材料購入費、活動機器・機材の借上費等)	1グループ当たり年額50万円
その他の支援制度	復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業 (H12年度～15年度) 復興住宅等のコミュニティプラザや集会所において、原則として月1回以上、3か月以上継続して高齢者の生活支援等に係るボランティア活動を行うグループに対し、その活動経費を助成する	1事業あたり15万円以内(1グループあたり年間2回まで)

(別表1) 一般的経費(A)、特別活動経費(A)の対象となるボランティア活動

- 1 友愛訪問、電話相談などの相談・交流活動
- 2 清掃、入浴、洗濯、食事作り、買い物などの家事援助

- 3 給食、配食、会食、炊き出しなどの食事サービス
- 4 通院・通学介助、車いす介助などの外出介助サービス
- 5 手話通訳、朗読、点字・点訳、要約筆記などのサービス
- 6 行事手伝い、理・美容、演芸・演奏活動、引越手伝い、子どもの遊び相手、レクリエーション、通訳、家屋の補修などの労力提供
- 7 その他、(財) 阪神・淡路大震災復興基金理事長が適当と認めた活動

(別表2) 一般的経費(B)の対象となるボランティア活動

- 1 通院等移送サービス
- 2 仮設住宅から恒久住宅への引越サービス
- 3 毎日型配食サービス
- 4 緊急通報システムの整備・運用及び電話相談等のサービス
- 5 その他、(財) 阪神・淡路大震災復興基金理事長が適当と認めた活動

(別表3) 事務所借上経費の対象となる要件

- 1 グループは専ら、阪神・淡路大震災で被災した高齢者、障害者、児童等を対象としたボランティアのコーディネート活動、情報誌の発行等情報提供活動、電話等を用いた安否確認・相談活動等を広域的に展開していること。
- 2 事務所は被災市町にあり、独立した空間を有し、1年間(4月1日～3月31日)に3か月以上の借上期間があること。
- 3 事務所は、グループ構成員の自己所有でなく、グループもしくは代表者が賃貸契約の借主であること。
- 4 事務所は、住居や、単に資材や機器の倉庫、ミーティングルーム、作業場として使用されおらず、専ら上記の活動のために事務所として常時使用され、事務作業のための環境が整備されていること。

(別表4) 特別活動助成(B)の対象となるボランティア活動

- 1 通院などの移送サービス
- 2 給食サービス
- 3 ふれあい交流サロンの運営
- 4 相談活動(電話相談、緊急通報システムの運用を含む)
- 5 上記1～4の複合型の生活支援活動
- 6 その他、(財) 阪神・淡路大震災復興基金理事長が適当と認めた活動

(3) 実績と成果

年度	件数	金額(千円)	年度	件数	金額(千円)	年度	件数	金額(千円)
7	1,803	104,898	11	2,463	227,080	15	1,542	123,914
8	2,232	210,861	12	2,439	216,564	16	1,895	157,296
9	2,245	209,846	13	1,696	116,354			
10	2,341	223,388	14	1,590	118,958			
						計	20,246	1,709,159

行政・NPO 協働事業助成補助

(1) 趣旨

目的：NPOと行政が協働して取組む被災地域の課題解決や活性化に関する事業に対する助成事業を行う団体を支援することにより、「地域の共同利益への参画と協働」の推進を図る。

事業年度：平成15年度～16年度

(2) 内容

■補助対象者

(社福) 兵庫県社会福祉協議会

■補助対象事業

・行政・NPO 協働事業助成事業

① 助成要件

県内に主たる事務所を置いており、1年以上継続して活動を行っている NPO 法人又は NPO 法人に準ずる団体で、被災地を主たる対象とする社会貢献度の高い継続性のある事業を実施していること

② 助成内容

助成年次	第1年次	第2年次	第3年次
助成の対象となる活動	地域の課題解決や活性化を目的に、NPOと行政等が協働して取組む事業の提案作成活動	第1年次に作成した提案の事業化に向けた具体的計画策定活動	第2年次に策定した計画に基づくNPOによる協働事業の実施
助成額	30万円以内	60万円以内	100万円以内

③ 選考委員会の設置

学識経験者、行政、NPO等の関係者で構成する選考委員会を設置し、協働事業の実施団体としての信頼性、提案事業の先駆性、実現可能性等を審査し、助成の可否を決定する。

(3) 実績と成果

年度	件数	金額(千円)	年度	件数	金額(千円)
15	19	8,150	17	10	10,300
16	22	15,886	18	2	2,550
			計	53	36,886

災害復興公営住宅等高齢者元気アップ活動支援事業補助

(1) 趣旨

目的：災害復興公営住宅等で暮らす高齢者の元気アップや生きがいづくりのため、NPO・ボランティアグループが企画・実施するふれあい交流事業に対する支援事業を行う団体に補助することにより、住民の自主的活動の契機とするとともに高齢者の見守り対策にもつなげていく。

事業年度：平成13年度～22年度

(2) 内容

■補助対象者

県・市町生活支援協議会

■補助対象事業

- ① NPO・ボランティアグループが行うふれあい交流事業への助成（平成13年度～22年度）
※助成限度額：（平成14年度～15年度）1復興公営住宅で1回限り100万円以内
（平成16年度～）対象住宅戸数・実施期間に応じて15～100万円以内
- ② 超高齢住宅コミュニティ広域支援促進事業（平成20年度～21年度）
※高齢化率がおおむね50%以上の災害復興公営住宅においてコミュニティづくりを1年間継続して実施している社会福祉法人等の活動に対し助成
- ③ 自らが実施するふれあい交流事業（平成17年度～21年度）

■補助額：定額

(3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）
13	2	1,181	17	12	17,117	21	8	14,413
14	13	11,830	18	8	14,884	22	1	1,202
15	13	10,904	19	6	13,335			
16	8	5,318	20	7	13,819			
						計	78	104,003

被災地 NPO 活動応援貸付事業補助

(1) 趣旨

目的：被災地でのNPO活動に係る貸付事業を行う団体を支援することにより、阪神・淡路大震災を契機に高まった被災地のNPO活動の継続・発展を図る。

事業年度：平成13年度～16年度

(2) 内容

■補助対象者

（社福）兵庫県社会福祉協議会

■補助対象事業

- ① 被災地 NPO 活動応援貸付事業
県内に主たる事務所を置いており、2年以上（平成14年10月からは1年以上）継続して活動を行っている NPO 法人または NPO 法人に準ずる団体に、新規事業の立ち上げや事業拡大などに利用できる貸付を実施
【貸付限度額】 300万円
【貸付利率】 2.0%（平成13年度～15年度）、1.5%（平成15年度～）
【返済期間】 5年以内（うち6か月以内元金据置可）
- ② 委員会の設置（社会貢献性、返済能力等を審査し貸付の可否を決定）

■補助率：10/10以内

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)
13	1	9,447	15	6	17,800
14	2	6,500	16	5	12,000
			計	14	45,747

IV-2 元気アップ自立活動補助

(1) 趣旨

目的：被災者の自立復興を支援するため、被災者自らが取組む復興に向けての活動や、自立復興に取組むグループのネットワークづくり、グループの活動を支える人材の育成に対して補助する。

事業年度：平成7年度～11年度

(2) 内容

① グループによる自立復興活動への補助

■補助対象者

被災地において復興に向けて自主的な活動を行う5人以上のグループ

■補助対象事業

被災者自らが仲間たちとともに自立復興をめざす1活動15万円以上の活動（自らの企画・運営による交流・情報交換会への参加・並びに活動報告書作成を条件とする）

■補助額

1グループあたり15万円（平成10年度～：30万円）

② 交流・情報交換会への補助

■補助対象者

元気アップ自立活動支援推進会議

（自立復興をめざすグループの活動を支援するために学識経験者等により組織された会議）

■補助対象事業

交流・情報交換会の開催（年3回程度）、活動報告書作成

■補助限度額：200万円

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
7	71	12,500	9	69	12,350	11	31	11,000	
8	70	12,350	10	31	11,000				
							計	272	59,200

V. コミュニティ拠点の設置・運営に対する支援

- V-1 ふれあいセンター設置運営事業補助
(後掲、コミュニティ・まちづくり対策V-1 (p.162))
- V-2 応急仮設住宅共同施設維持管理費補助
(後掲、コミュニティ・まちづくり対策V-2 (p.164))
- V-3 仮設住宅地スポーツ遊具等設置事業補助
(後掲、コミュニティ・まちづくり対策V-3 (p.165))
- V-4 被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助
(後掲、コミュニティ・まちづくり対策V-4 (p.165))
- V-5 地域集会所再建費補助
(後掲、コミュニティ・まちづくり対策V-5 (p.168))
- V-6 復興地域コミュニティ拠点設置事業補助
(後掲、コミュニティ・まちづくり対策V-6 (p.169))
- V-7 フェニックス・ステーション設置運営事業補助
(後掲、コミュニティ・まちづくり対策V-7 (p.169))

VI. 被災者の自立のための資金支援

VI-1 被災者自立支援金

(1) 趣旨

目的：恒久住宅移行後の生きがいのある自立生活の再建を支援するため、一定の要件を満たす被災世帯に対し支援金を支給する。

※被災者自立支援金は、被災者生活再建支援法の附帯決議を踏まえて、生活再建支援金と被災中高年恒久住宅自立支援金を拡充・統合して平成10年7月に創設した。

事業年度：平成9年度～12年度*

*受付は平成12年4月28日〈特例制度では平成15年3月31日〉まで。ただし、申請期限

日までに申請できなかったことについて事由があると認められる場合は、平成16年度末まで

(2) 内容

■対象世帯及び支給額

住家が全壊（焼）した世帯、または半壊（焼）し解体した世帯で、次の表のいずれかに該当する世帯

- ① 世帯全員の総所得金額の合計額と世帯主の年齢（または要援護世帯の認定日）が次の表の区分に該当する世帯（②の世帯を除く）

(単位：万円)

区分	総所得金額の合計額	世帯主の年齢または要援護世帯の認定日	支給金額	
			複数世帯	単身世帯
A	346万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない	100	75
B	346万円超 510万円以下の世帯	世帯主が平成10年7月1日に45歳以上の方または同日までに認定されている要援護世帯	50	37.5
C	510万円超 600万円以下の世帯	世帯主が平成10年7月1日に60歳以上の方または同日までに認定されている要援護世帯	50	37.5

- ② 世帯全員の住民税（所得割）または所得税が非課税で、世帯主の年齢（または要援護世帯の認定日）が次の表の区分に該当する世帯

(単位：万円)

区分	世帯主の年齢または要援護世帯の認定日	支給金額	
		複数世帯	単身世帯
D	世帯主が平成10年7月1日に65歳以上の方または同日までに認定されている要援護世帯	120	90
E	世帯主が平成10年7月1日に62歳から64歳までの方	100	75

(備考)

- ※ 他の市町（ただし、神戸市は5ブロックに区分）に移転した世帯には、交流経費として、Dの世帯には30万円、Eの世帯には25万円を加算して支給
- ※ 特例制度として、被災時（平成7年1月17日）には住家が全半壊等した世帯の世帯主であったが、その後世帯主でなくなった者を含み、かつ、総所得要件を満たす世帯を支給対象とする。

■使 途：生活再建に要する経費（実績報告は不要）

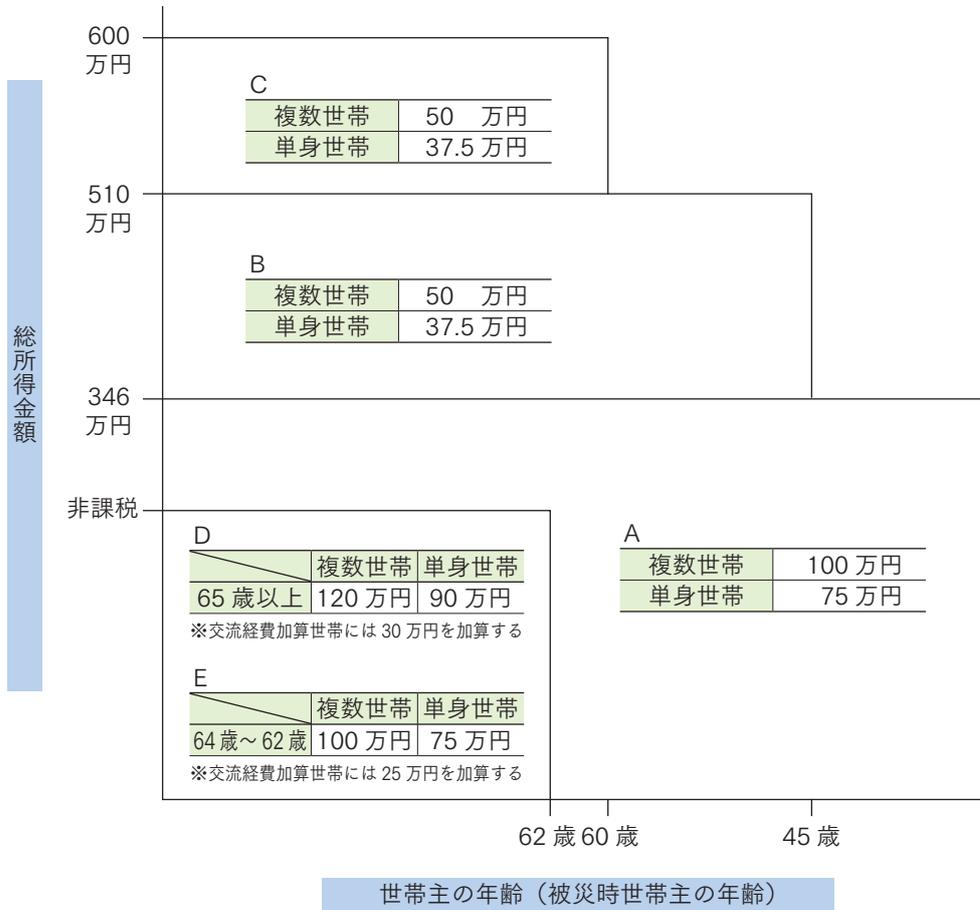
■支給方法：分割支給または一括支給のいずれかを選択

分割支給の場合は複数世帯月額2万円（単身世帯月額1万5千円）を基準とし、年2回（8月・2月）支給する。

(3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）
9	30,787	8,380,160	13	118	179,685	17	1	750
10	96,234	114,680,770	14	743	699,536	18	0	0
11	14,801	13,741,730	15	386	343,595	19	2	2,400
12	3,774	3,464,440	16	40	33,775			
						計	146,886	141,526,841

■対象者の区分



■生活再建支援金、被災中高年恒久住宅自立支援金の概要

		生活再建支援金 (平成9年4月創設)	被災中高年恒久住宅自立支援金 (平成9年12月創設)
事業内容		被災した高齢者世帯や要援護世帯が仮設住宅等から恒久住宅に移転した後、生きがいを持って自立した生活を再建できるよう支援するための支援金を一定期間支給	被災した中高年世帯の恒久住宅への円滑な移行とその自立を支援するための支援金を一定期間支給 (ただし、生活再建支援金の対象者を除く)
支給内容	共通	全壊又は半壊で解体 平成12年3月31日までに恒久住宅に入居	
	所得	世帯全員が非課税	世帯の総所得金額が507万円以下
	年齢等	世帯主が62歳以上又は要援護世帯 (平成9年4月1日現在)	世帯主が45歳以上 (平成9年12月1日現在)
支給金額		複数世帯 2万円/月 単身世帯 1.5万円/月	複数世帯 2万円/月 単身世帯 1.5万円/月
支給期間		65歳以上 5年 62~64歳 2~4年	2年

VI-2 生活復興資金貸付金利子補給等

(1) 趣旨

目的：被災者の生活復興を支援するため、兵庫県の生活復興資金貸付について、借入者に利子補給

事業実績（②生活対策）

を行うことにより借入者の負担軽減を図る。また、当該貸付が返済不能となった場合に金融機関等が被った損失を補償することにより生活復興資金の貸し付けの円滑化を図る。

事業年度：平成8年度～11年度（損失補償は平成21年度まで）

(2) 内容

① 利子補給

■利子補給対象者

生活復興資金貸付の借受者

■利子補給率

年 3.0%（利子補給により実質無利子）

② 損失補償

■損失補償対象者

兵庫県生活復興資金貸付の取扱金融機関又は当該金融機関と保証契約を締結する保証機関

■損失補償交付額

損失金額（元金＋経過約定利息）の 90%

※但し、借入者の年齢が満 75 歳以上の者への貸し付け及び年間総収入が公的書類により証明できない者で、金融機関が貸し付けを認めた者並びに県外被災者で契約手続きを郵送により行った者に対する貸し付けの場合は 100%。

(3) 実績と成果

支援件数 30,855件

年度	区分	件数	金額（千円）	年度	区分	件数	金額（千円）
9	利子補給	19,626	250,726	17	利子補給	10,813	51,991
	損失補償	3	16,796		損失補償	5	264,367
	計	19,629	267,522		計	10,818	316,358
10	利子補給	42,165	974,288	18	利子補給	4,330	13,262
	損失補償	5	162,393		損失補償	5	140,452
	計	42,170	1,136,681		計	4,335	153,714
11	利子補給	48,181	1,084,008	19	利子補給	832	801
	損失補償	5	217,887		損失補償	4	69,530
	計	48,186	1,301,895		計	836	70,331
12	利子補給	50,411	1,001,055	20	利子補給	0	0
	損失補償	4	332,373		損失補償	4	60,673
	計	50,415	1,333,428		計	4	60,673
13	利子補給	46,223	773,315	21	利子補給	391	2,686
	損失補償	4	336,618		損失補償	4	311,596
	計	46,227	1,109,933		計	395	314,282
14	利子補給	42,190	531,449	22	利子補給	3	15
	損失補償	6	342,525		損失補償	0	0
	計	42,196	873,974		計	3	15
15	利子補給	34,250	318,465	23	利子補給	2	21
	損失補償	7	530,213		損失補償	0	0
	計	34,257	848,678		計	2	21
16	利子補給	24,602	151,642				
	損失補償	7	322,025				
	計	24,609	473,667				
					計	—	8,261,172

《兵庫県生活復興資金貸付の概要》

- (1) 貸付対象 次の要件を満たす被災者
- ①世帯主又は世帯の生計を主に維持している者
 - ②兵庫県内の各市町で「全壊・全焼・半壊・半焼」のり災証明書の発行を受けた者
 - ③年間の総所得金額が690万円以下の者
 - ④申込時の年齢が満20歳以上の者
 - ⑤返済能力を有する者
- (2) 資金使途 生活復興に資するための資金
- (3) 貸付限度額 (平成8年度) 100万円→(平成9年度～) 300万円
- (4) 返済期間 ①貸付額100万円以下：6年以内(うち1年以内据置可)
②貸付額101万円以上：7年以内(うち1年以内据置可)
- (5) 返済方法 元利均等月賦返済(据置期間中は利払いのみ)
- (6) 利率 年3%(利子補給により実質無利子)
- (7) 連帯保証人 弁済能力を有する連帯保証人が原則1名必要
- (8) 取扱金融機関 三井住友銀行、みなの銀行、但馬銀行、兵庫県信用農業協同組合連合会、近畿労働金庫、淡路信用金庫、淡路信用組合
- (9) 取扱期間 平成8年12月16日受付開始～平成12年3月末日貸付実行分
※金融機関への申込みは平成12年2月29日に終了

VII. 私道復旧等に対する支援

VII-1 私道災害復旧費補助

(1) 趣旨

目的：不特定多数の住民が利用する私道について、その権利者又は利用者を代表する者に対し、復旧工事費の一部を補助することにより、地域住民が安心して暮らせる生活環境の早期回復を図る。

事業年度：平成7年度～12年度

(2) 内容

■補助対象者

阪神・淡路大震災による災害救助法適用市町内の私道の権利者又は利用者を代表する者

■補助対象施設

不特定多数の住民が使用する一定の私道

■補助対象経費：私道の災害復旧工事に要する費用

■補助率：1/4



(復旧前)



(復旧後)

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
7	13	7,642	10	252	395,935	13	1	112	
8	188	173,594	11	123	156,036				
9	287	309,500	12	111	147,514				
							計	975	1,190,333

VII-2 民間街灯災害復旧費補助

(1) 趣旨

目的：地域住民団体等が管理していた民間街灯の復旧を図るため、修理等に要する経費の一部を補助することにより、夜間における交通の安全と犯罪の防止を図る。

事業年度：平成7年度～12年度

(2) 内容

■補助対象

阪神・淡路大震災により被災した街灯を維持管理していた団体で、地域住民等が組織するもの

■補助対象施設

自治会等が設置、管理する被災街灯で、市町が認定し、その復旧費を補助するもの

■補助対象経費：被災街灯の修理・更新に要する費用

■補助率：添架式 1/6、独立式 1/4



〈復旧した防犯灯〉

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
7	1,083	2,850	9	422	1,502	11	57	218	
8	609	2,180	10	99	465	12	25	230	
							計	2,295	7,445

VII-3 住宅再建型宅地整備事業補助

(1) 趣旨

目的：住宅等の再建時に建築基準法に適合させるために行う私道の整備に対し、工事費の一部を補助することにより、公共空間の整備と住宅再建の促進を図る。

事業年度：平成8年度～12年度

(2) 内容

■補助対象者

災害救助法適用市町内において、住宅等の再建時に建築基準法に適合させるために道路を整備しようとする道路の権利者又は利用者の代表者

■補助対象事業

再建者の宅地に接する次の道路の整備

- ① 土地区画整理事業（都市計画事業として施行されるものは除く）による道路
- ② 位置指定道路（建築基準法第42条第1項5号）
- ③ 宅地の道路からの境界線を後退する道路（建築基準法第42条第2項）

■補助対象経費：兵庫県都市住宅部建築指導課と協議を行い各市町が制定する補助要綱に定める設計積算基準に基づいて行われる道路の整備に要する費用（舗装費用、側溝の新改築費用、その他関連して必要な工事費用）

■補助率：1/3

(3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
8	1	3,000	10	8	8,924	12	5	3,563	
9	3	4,140	11	5	8,221				
							計	22	27,848

VIII. 被災外国人県民に対する支援

VIII-1 外国人県民救急医療費損失特別補助

(1) 趣旨

目的：震災に直接起因して傷病を負った外国人県民に対して医療機関が施した医療費のうち、外国人県民が、医療保険に未加入であったため回収不能となっている医療費について、震災に伴う緊急特別な措置として医療機関に対して補助を行うことにより、救命という人道的立場から被災外国人県民を救済する。

事業年度：平成7年度

（2）内容

■補助対象者

県内外の医療機関（※補助対象となる医療機関の医師の発行する処方せんに基づき調剤を行った薬局も対象）

■補助対象経費：次のすべての要件を満たす医療費

- ① 震災時県内に在住していた外国人で、国民健康保険、被用者保険等医療保障制度や生活保護等法令に基づく制度の適用を受けない外国人県民に係る医療費
- ② 震災に直接起因する傷病で、保険診療で認められる範囲内の医療に係る医療費
- ③ 患者からの回収が不可能な医療費
- ④ 平成7年5月末までに受けた医療に係る医療費

■補助金額：回収不能医療費（1件当たり補助限度額 300万円）

（3）実績と成果

平成7年度 11件 7,492千円

VIII-2 被災外国人県民支援活動補助

（1）趣旨

目的：NGO等民間団体が被災外国人県民に対して実施している情報提供、生活相談等の支援活動に要する経費の一部を助成することにより、被災外国人県民の生活復興を支援する。

事業年度：平成8年度

（2）内容

■補助対象団体

被災外国人県民の支援活動を行う NGO 等民間団体

■補助対象事業

次に掲げる被災外国人県民に対する年間を通じた継続的な支援事業で、復興基金の他事業からの補助を受けていない事業

- ① 情報誌の発行等情報提供事業
- ② 生活相談事業
- ③ 通訳、翻訳等被災外国人県民に対する直接的支援事業

■補助対象経費：活動拠点設置費、活動資材購入費、印刷費・交通費・通信費・保険料等支援活動に要する一般的経費

■補助率：補助対象経費の 1/2 以内（限度額 50 万円 / 団体）

（3）実績と成果

平成8年度 6件 2,700千円

IX. その他の生活関連支援

IX-1 災害復興公営住宅等空家入居者支援事業

(1) 趣旨

目的：被災者が恒久住宅としての公営住宅空家に入居するにあたり、浴槽・風呂釜の設置されていない公営住宅に入居する場合、浴槽・風呂釜を設置し無償貸与する事業に対して補助することにより、入居当初の被災者の負担軽減及び生活の安定と自立を支援する。

事業年度：平成9年度～16年度

(2) 内容

■補助対象者

災害復興公営住宅等空家入居者支援推進協議会

■補助対象事業

被災者が入居する公営住宅空家に浴槽・風呂釜を設置し被災者に無償貸与する事業

※既に浴槽・風呂釜を設置した入居者に対しては、その浴槽・風呂釜を協議会が買い上げて被災者に無償貸与

■補助対象経費：浴槽・風呂釜の設置・貸与事業に必要な経費

■補助額：基準額と実際に支出した額のいずれか低い額の合計額

(1戸あたりの基準額)

密閉式風呂釜 191,100円

循環式風呂釜 174,300円 (壁埋込タイプ 170,100円)

(3) 実績と成果

年度	件数	設置戸数	金額(千円)	年度	件数	設置戸数	金額(千円)	年度	件数	設置戸数	金額(千円)
9	7	2,620	413,137	12	4	347	51,665	15	2	56	8,025
10	7	1,815	265,551	13	5	202	30,871	16	2	65	10,260
11	4	591	90,290	14	3	116	16,696				
								計	34	5,812	886,495

IX-2 消費生活協同組合貸付金利子補給

(1) 趣旨

目的：被災した消費生活協同組合の早期の復興を支援するため、兵庫県及び神戸市等が行う消費生活協同組合災害対策貸付金について利子補給を行うことにより、被災生活協同組合の一層の負担軽減を図る。

事業年度：平成7年度～10年度

(2) 内容

■利子補給対象組合

被災市町に主たる事務所を置き、消費生活協同組合災害対策貸付金(消費生活協同組合資金、消

事業実績（②生活対策）

費生活協同組合対策資金）を借り受けて事業の復旧を図る消費生活協同組合

■ 利子補給対象借入限度額

2,000 万円（消費生活協同組合資金及び消費生活協同組合対策資金を併せて借り入れている場合も、併せて 2,000 万円を限度）

■ 利子補給率

年 2.5%（利子補給により実質無利子化）

■ 利子補給期間

- ・ 消費生活協同組合資金：貸付日から 3 年間
- ・ 消費生活協同組合対策資金：貸付期間

(3) 実績と成果

支援件数 23件

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）
7	0	0	9	13	3,649
8	12	3,784	10	11	3,887
		計	—		11,320

IX-3 医療関係施設復興融資利子補給

(1) 趣旨

目的：生活復興を促進するため、被災した医療関係施設が借り入れた災害復旧融資に対し利子補給を行うことにより、医療関係施設開設者の負担の軽減を図る。

事業年度：平成 7 年度～11 年度

(2) 内容

■ 利子補給対象者

社会福祉・医療事業団災害復旧融資の借入者で次のいずれかに該当する者

- ① 事業用施設又は主要な事業用資産の損失額が 70% 以上
- ② 損失額が被災の前年又は前年度の事業収入の 10% 以上
- ③ 市町長が発行するり災証明（事業建物の全半壊（焼）被害）を受けた者

■ 利子補給対象借入限度額

2,000 万円（復興基金の産業対策利子補給対象資金を併せて借り入れている場合も、併せて 2,000 万円を限度）

■ 利子補給率

2.5%（融資利率が上限）

■ 利子補給期間

借入日から 3 年間

(3) 実績と成果

支援件数 10件

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)
7	4	432	10	10	2,927	13	1	78
8	8	2,349	11	3	626			
9	9	2,897	12	1	440			
計							—	9,749

IX-4 小規模共同作業所復旧事業費補助**(1) 趣旨**

目的：被災した小規模共同作業所及びデイサービス施設に対し、恒久復興に必要な建物建設費等に要する経費の一部を補助することにより、事業再開の推進を図る。

事業年度：平成7年度～9年度

(2) 内容**■補助対象者**

障害者又はその家族の団体、社会福祉法人等

■補助対象施設

阪神・淡路大震災により全・半壊した無認可の障害者小規模共同作業所又は障害者デイサービス施設で、建物の建設・移設・借り上げのいずれかにより恒久復興を行うもの

■補助対象経費：建物本体の建設費、移設費又は借上敷金

※用地の取得や造成に要する経費、什器等に要する経費を除く

■補助率：5/6

■補助限度額：建設 19,789 千円、移設 833 千円、借上 1,666 千円

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)
7	6	16,443
8	11	57,711
9	6	115,628
計	23	189,782